

許可事項変更許可証

青市指令廃り第 472 号

所在地 青森県青森市大字駒込字深沢5番地303  
名称 有限会社ローズリー資源  
代表者氏名 代表取締役 田中桂子

令和8年3月16日付け変更申請のあった事項について、次のとおり許可する。

令和8年4月1日

青森市長 西 秀記



事  
項

黒石地区清掃施設組合解散に伴う一般廃棄物収集運搬業の区域変更のため

(変更前の区域)  
合併前の青森市行政区域内

(変更後の区域)  
青森市行政区域

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として(訴訟において市を代表するのは市長となります。)提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。

(裏面)

令和 8 年 3 月 19 日 青市指令廃リ第472号 営業の区域の変更